



経済摩擦による国際レジームのガバナンス化：コンストラクティヴィズムの観点による日米・韓米半導体摩擦(1977～1997年)の事例分析

大矢根， 聡

(Degree)

博士（政治学）

(Date of Degree)

2001-03-08

(Date of Publication)

2008-10-27

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙2515

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2002515>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



【17】

氏 名・(本 籍) 大矢根 聡 (香川県)

博士の専攻分野の名称 博 士 (政治学)

学 位 記 番 号 博ろ第5号

学位授与の 要 件 学位規則第4条第2項該当

学位授与の 日 付 平成13年3月8日

【学位論文題目】

経済摩擦による国際貿易レジームのガバナンス化
ーコンストラクティヴィズムの観点による日米・韓米半導体摩擦
(1977～1997 年) の事例分析ー

審 査 委 員

主査 教授 初瀬 龍平

教授 五百旗頭 真 教授 月村 太郎

論文内容の要旨

本論文は、日米・韓米半導体摩擦（1977～97年）を事例として、経済摩擦の進展と国際環境の変化（とくにWTOの成立）が、各国の国内制度と政府・企業・民間組織の政策アイディアに影響を及ぼし、その結果、国際貿易レジームで複数のサブ・レジームが形成、再編成（ガバナンス化）されていく政治過程を検証し、その国際的意味を解明したものである。

本論文の構成は、本論文の課題と手法を説明した「はじめに」から始まり、ついで理論的議論を展開した第1～3章、日米・米韓間の半導体摩擦について緻密な事例研究を重ねていく第4～10章、さらに結論を提示する「終章」から構成されている。

「はじめに」は、経済摩擦が自由貿易レジーム下で問題解決の回路を生み出し、他の問題解決のモデルを与えるという意味で、ルール・メイキングの機能を担っているという逆説に注目する。これが本論文の理論的着眼点となる。

第1章「半導体摩擦の事例」は、まず日米間における2つ「戦後初」（1994年2月の日米首脳会談の決裂、98年9月の日本による対米WTO提訴）を紹介して、日米経済関係が新しい歴史段階に入ったことを確認する。つぎに、20年間に及ぶ半導体摩擦（4回の日米、2～3回の韓米摩擦）の事例を概観し、先行研究における政治過程のミクロ的アプローチと国際構造のマクロ的アプローチでは、各国内の制度と国際貿易レジームの相互関連の変動を十分に説明できないことを説く。

第2章「『埋め込まれた自由主義』の国際レジーム」は、第二次大戦後の自由貿易レジームでは、各国の政治・経済事情に応じて、自由主義の理念が「埋め込まれた(embedded)」複合的構成となっており、そこには「原則のルール」に加えて「例外のルール」と「例外の事実上のルール」が補完的に機能していたことを確認する。半導体摩擦の事例は、「埋め込み」から「脱・埋め込み」へと展開していくものとして、重要な意味をもっている。

第3章「分析枠組み」は、理論的枠組みを設定する。基底となるのは、コンストラクティヴィズム（構成主義）の「主体・構造関係」の視点である。これをもとにして、本論文ではアクターの行動について多元主義的政治過程論（広義の官僚政治モデル）、国内制度について歴史的制度論、国際レジームについて国際レジーム論とグローバル・ガバナンス論を応用していくことになる。本章では、本論文の問題設定に応じて、諸理論を読み替え、自由貿易レジームの分析につき、アクター、制度、レジームの相互関連を解く図式を提示している。

第4章「日米半導体摩擦（1）」は、1977～83年を取り上げるが、そのまえに半導体生産の特性と、半導体をめぐる日米のアクター・制度（産業、企業、政府、政策アイディア、官民関係）を解説する。ついで、米国内におけるSIA（半導体産業協会）の立ち上げと政治活動、日本電子機械工業会の対応とその限界、国内構造問題についての日米政府間協議と対日市場参入シェア概念の浮上、及び日米先端技術作業部会を実証し、さら

に日米間の合意について、日本政府が国内企業に向けて、対米協力を勧奨する非公式文書（政府間小委員会での議長覚え書き）となった経緯を検証する。

第5章「日米半導体摩擦（2）」は、摩擦が再燃、本格化した1984～87年の時期を取り上げ、「数値目標」的措置への政治過程を解明する。すなわち、日本の対米輸出の急増に対して、SIAは、日本の国内構造問題に関連して、通商法301条によって日本政府を米国内で提訴した。これに対して、日本電子機械工業会は、古典的な自由貿易主義に依拠して、国内構造問題を否定することに努めた。両国政府間の協議は、問題の所在と、国内制度、自由貿易レジーム内の対応策をめぐって、神学論争化した。そのなかでシェア・アイディアが独り歩きを始めた。これがシェア20%（5年後までに）という数値目標的VIE（輸入自主拡大）となって、ダンピング防止の価格VER（輸出自主規制）とともに採用されることになった。これについての政府間合意（1986年7月31日）は、非公式のサイドレター（松永信雄・駐米大使からC・ヤイター米国通商部代表宛て、日付なし）となった。しかし、米国政府は87年4月に対日制裁を実施するにいたった。

第6章「韓米半導体摩擦（1）」は、1983～87年を取り上げるが、そのまえに韓国のアクター・制度（産業、財閥企業、産業政策、政策アイディア、官民関係）を解説する。ついで、日米摩擦が韓米間に伝播し、日米間のVIEとVERが韓米間で踏襲される過程を明らかにする。韓国の政府と半導体産業は、韓米摩擦を先取りして、米国政府の対日制裁を契機に、日本の対米対応をモデルとして採用した。ここに、GATT（自由貿易）に加えて、VIE、VERが日米間を越えて、国際的にもサブ・レジームとして定着、拡大することになった。

第7章「日米半導体摩擦（3）」は、1987～91年の摩擦状況に焦点を合わせ、86年の日米合意が修正、延長され、VIE・VERサブレジームが定着する局面を実証的に再構成する。今回の摩擦の政治過程では、両国内でアクター間関係の再調整が必要となったが、いったん採用された政策アイディアを問い直して、摩擦解決策を提起できるアクターは登場しなかった。先のサイドレターは、「数値目標（20%）」として、公式協定（91年6月調印、8月発効）に移された。しかし、その後も日米間にシェア20%達成の實質内容をめぐって、論争が続いた。

第8章「韓米半導体摩擦（2）」は、1991～93年における摩擦再発の政治過程を取り上げる。当時、韓国の半導体産業は、飛躍的成長を見せていた（三星電子、92年DRAM部門、93年メモリー・チップ売上で世界第1位。しかし半導体生産全体では日本企業の優位が続く）。米国内では、韓国の国内経済構造についての関心は低下していたが、韓国では、商工部主導のもとに韓国半導体産業協会（KSIA）が設立され、企業間と官民間で調整機能を果たすことになった。韓国側は、過剰ほどの対米譲歩を続け、日本をモデルとして、価格VERを提案することになった。しかし、両国間の交渉なしに、米国側は問題をダンピング法で解決する方向に進んだ。

第9章「日米半導体摩擦（4）」は、1995～97年の時期を取り上げる。この時期

には、WTOの成立（95年1月）、すなわち自由貿易「原則のルール」の再確認を契機に、VIE・VERサブレジームがWSC（世界半導体会議）・GGF（主要政府間会合）サブレジームに移行した。新しいサブ・レジームは、一つは民間・多国間、もう一つは政府間・多国間（EUも参加）であり、従来の政府間・2国間の半導体協定に替わるものであった。このサブレジームが取り扱う分野は、地球環境、統計整備、技術標準化、知的財産権などに及ぶことになった。本論文の理論的枠組みでいえば、ここに半導体ガバナンスが成立したことになる。そこに至るまでの政治過程では、日本政府は、国内構造問題につき、多国間、自由貿易主義に即した枠組みを新設し、またそれに応じた政策アイデアを浮上させた。産業界もこれに呼応する形で、自律性を高めようとし、日米協議を民間レベルで試みた。しかし米国政府、産業界は、結果志向アプローチにこだわり、これまでのVIE・VERサブレジームの修正、延長を求めるにすぎなかった。両国間の緊張関係のなかで、WSC・GGFサブレジームが成立し、従来の数値目標的措置は米国の一方的要求に縮減された。

第10章「韓米半導体摩擦（3）」は、1996～97年において、本格的摩擦には発展しなかったが、韓米間に浮上した摩擦問題を考察する。韓米間で韓国の国内構造が問題化した。発生した摩擦では、ダンピング問題が中心となった。韓国産業界は、先取的にVER対応を提案したが、米国側は法的対応を進めた。この間に、韓国政府と産業界は、米国政府のダンピング課税の持続について、WTOに提訴することにした。韓国政府・産業界は、上記のWSC・GGFサブレジームに参加するために、関税削減に取り組むことになった。ここに、半導体貿易レジームは、新しいサブ・レジームに日米、EU、韓国が加わることによって、日米摩擦の発生から20年を経て、まったく新しい様相を呈することになった。

「終章」は、本論文の結論を述べているが、まず「経済摩擦と自由貿易レジームがいわば対話を重ねながら、あざなえる縄のように、相互に影響を及ぼしあいながら展開していた」ことを再確認する。結論は以下の通りである。第1点は、経済摩擦の解決方式がもつルール・メイキングの役割である。VIE・VERサブレジームは、自由貿易レジームに反するものでなく、それを補完するものである。この全体が「埋め込まれた自由主義」に相当する。第2点は、経済摩擦の解決過程に伴う制度の変化とその国際的伝播についてである。これらの変化は、官民間の関係を含めて、当事者の意向を越えて、複線的、漸進的、流動的に進行するものである。第3点は、政策アイデアの展開は成長、妥協、修正、モデル化、代替案などを通じて、蛇行的に進行することである。第4点は、国際レジームからガバナンスへの移行についてである。日米間のVIE・VERサブレジームは韓米間に伝播し、さらにWTOの成立で自由貿易レジームが強化されると、多国間・多領域・多アクターで複合的なWSC・GGFサブレジームが誕生した。これとともに、新しい半導体貿易ガバナンスが成立することになった。以上の結論はすべてコンストラクティヴィズム（構成主義）の視点に符合するものである。

審査結果の要旨

これまで繊維、自動車、鉄鋼、カラー・テレビなどの日米経済摩擦については、国際政治経済学の立場から数多くの研究が発表されている。半導体摩擦についても、第2次摩擦を中心に、いくつかの研究が発表されている。これに対して、本論文の特徴は、日米半導体摩擦について、その初期から終息までの20年間をきわめて詳細な実証をもって追究し、同時に日米摩擦との連関において韓米半導体摩擦を正面から取り上げて、これもきわめて詳細な実証をもって分析、解明していることである。そこには、著者がこれまで進めてきたカラー・テレビ、自動車、繊維各摩擦の研究成果をはじめ、学界における経済摩擦の既往の研究成果が活かされていることを、まず確認しておきたい。

本論文のもう一つの特徴は、国際政治学の堅実な理論枠組みのうえに、実証研究を展開していることである。理論として使われている主なものは、多元的政治過程論（官僚政治モデルなど）、制度論、国際レジーム論、グローバル・ガバナンス論、及びコンストラクティヴィズム（構成主義）の「主体・構造関係」の議論である。著者はこれらの理論から本論文の分析の視点を導入するが、本論文は、どれか特定の理論を検証しようというものではない。著者は、豊富な事例研究を通じて、自分なりに理論化を試みようとしている。

つぎに本論文の学問的意義をまとめておこう。

第1点は、上述のように、本論文は日米半導体摩擦について、国内外で最初の本格的な研究であることである。

第2点は、本論文の着想がきわめて独創的であることである。本論文は、J. ラギーの「埋め込まれた自由主義(embedded liberalism)」の考えを発展させている。ラギーによれば、現実の自由貿易体制は、理念としての自由貿易とは違って、国内政治・経済制度で不純物を含んでいるという。この考えを発展させると、自由貿易レジーム下で経済摩擦がかえって問題解決の回路を生み出し、他の問題解決にモデルを与えるという意味で、ルール・メイキングの機能を果たしている、という逆説が出てくる。本論文は、この逆説に立って、日米経済摩擦から生まれてきたVER（輸出自主規制）とVIE（輸入自主拡大）は、自由貿易と対立するものではなく、かえってそれを補完するものである、と主張する。このような視点に立つと、日米間摩擦でのVER・VIEサブレジームが、韓米間摩擦に転用されて、GATT（自由貿易）とあわせて、VER・VIEサブレジームを進展させ、半導体貿易ガバナンスが成立する、という視点となり、それが事例分析を通じて実証されることになる。このような視点は、WTOの成立後には、WTOプラス多国間・多領域・多アクターで複合的なWSC（世界半導体会議）・GGF（主要政府間会合）サブレジームの成立に注目することに通じる。本論文は、ここにまったく新しい半導体貿易ガバナンスの成立を見出すことになる。以上のように、本論文は、理論的着眼点を実証分析と結びつけ、自由貿易レジームについて、国内体制と国際体制の相互連関を巧みに摘出し、あわせて、時間的経過に伴う半導体摩擦の性格の変化を描くことに成功している。

第3点は、7つの事例研究が非常に緻密なことである。日本、米国、韓国の国内諸アクター（政府、関係官庁、企業、産業組織など）が、それぞれの政治過程でどのような言動に出たか、また2国間の交渉でも、それぞれのアクターがどのような言動に出たかが、緻密に再現されている。その精度は、ときには1日のなかの時間単位の分析にまで踏み込んでいる。この実証を支えているのが、日本語、英語、韓国語での広範な文献、資料収集である。そこには、日本、米国、韓国での関係者への数多くのインタビューが含まれている。さらには、著者は、関係機関の内部資料や非公式資料までも入手している。例えば、数値目標シェア20%に関係する非公式サイドレター（1986年7月）の存在が確認されている。

以上のように、本論文の学問上の貢献は大きいが、若干の問題も存在している。

第一に、最初に提示された理論的視点が、豊富で詳細な事例研究のなかで埋もれてしまっており、結論でも十分に活かされていない憾みがある。極論をすれば、理論的導入部がなくとも、本論文の重厚な事例分析は、揺るがなかったと思われる。しかし、理論部分があれば、単なる歴史的研究となる。それでも、本論文が大作であることには、変わりはない。しかし、著者の力量をもってすれば、理論と実証をもっと有機的に結びつけることが不可能ではなかったろう、と思われる。

第二に、本論文でほとんどの基礎的概念は、正しく定義されているが、少しだけやや曖昧なものが残っている。一つは「埋め込まれた自由主義」であり、もう一つは「ガバナンス化」である。確かに、両者とも説明されていないのではない。しかし、両概念は本論文で著者がもっとも力点をおく理論的解釈の部分に関連している。前者については、著者の理解は通説の曖昧さを残している。後者については、ガバナンス「化」が説明されていない。この結果、VER・VIEサブレジームとWSC・GGFサブレジームが半導体貿易ガバナンスに関連する場合の意味の違いについて、説明がやや不鮮明となっている。

しかし、第一の問題点は、理論的志向をベースにした実証的研究に、一般的な現象であって、本論文にだけ固有のものではない。いかに本論文が秀作であるせよ、そこまで望むのは望蜀なのかもしれない。第二の問題点は、著者の力量をもってすれば、いずれ修正されるものと期待できる。したがって、以上の問題点は、本論文の学問的価値をいささかも損なうものではない、と判断される。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である大矢根聡氏が博士（政治学）の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと認定する。

平成13年3月8日

審査委員主査 教授 初瀬 龍平
教授 五百旗頭 真
教授 月村 太郎